

議案第 22 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の施行に伴い、制定の必要を認めたため、この案を提出するものである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(米原市職員定数条例の一部改正)

第1条 米原市職員定数条例（平成17年米原市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条」を「第19条」に改め、「教育長および」を削る。

(米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例（平成17年米原市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項を次のように改める。

教育委員会	委員	月額 25,000円
-------	----	------------

(米原市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第3条 米原市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年米原市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ならびに地方公務員法」を「、地方公務員法」に改め、「関係人等の実費弁償」の次に「ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第5項の規定による意見聴取のため総合教育会議に参加することを求められた関係者または学識経験者の実費弁償」を加える。

(米原市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第4条 米原市特別職報酬等審議会条例（平成17年米原市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「および副市長」を「、副市長および教育長」に改める。

(米原市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 米原市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年米原市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および副市長」を「、副市長および教育長」に改める。

第2条第2項に次の1号を加える。

(3) 教育長 640,000 円

別表中「市長 副市長」を「市長 副市長 教育長」に改める。

(米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第6条 米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年米原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める

米原市教育長の勤務条件、休暇等および職務専念義務の特例に関する条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

第2条から第5条までを削る。

第6条の見出しおよび同条第1項中「その他の勤務条件」を「、休日および休暇」に改め、同条第2項を削り、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ米原市教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、米原市教育委員会が定める場合

別表を削る。

(米原市長等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第7条 米原市長等の給与の特例に関する条例（平成25年米原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しおよび条名を削り、同条中「および副市長」を「、副市長および教育長」に、「副市長にあつては」を「副市長および教育長にあつては」に改め、「同項第2号」の次に「および第3号」を加える。

第2条を削る。

(米原市就学指導委員会条例の一部改正)

第8条 米原市就学指導委員会条例（平成25年米原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「教育委員会教育長」を「教育長」に改める。

(米原市立小中学校結核対策委員会条例の一部改正)

第9条 米原市立小中学校結核対策委員会条例（平成25年米原市条例第24号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「教育委員会教育長」を「教育長」に改める。

(米原市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第10条 米原市スポーツ推進審議会条例（平成25年米原市条例第25号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「教育委員会教育長」を「教育長」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により引き続き教育長が在職する場合には、この条例による改正前の米原市職員定数条例、米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例、米原市特別職報酬等審議会条例、米原市特別職の職員の給与等に関する条例、米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例、米原市長等の給与の特例に関する条例、米原市就学指導委員会条例、米原市立小中学校結核対策委員会条例および米原市スポーツ推進審議会条例は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の米原市職員定数条例第1条中「第21条」とあるのは、「第19条」とする。

米原市職員定数条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>米原市職員定数条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項および第200条第6項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第19条</u>および第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項ならびに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会および教育機関、公平委員会、農業委員会ならびに公営企業の事務部局等に勤務する一般職に属する職員（臨時または非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下 略</p> <p><u>付 則</u> (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により引き続き<u>教育長が在職する場合においては、この条例による改正前の米原市職員定数条例、米原市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例、米原市特別職報酬等審議会条例、米原市特別職の職員の給与等に関する条例、米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例、米原市長等の給与の特例に関する条例、米原市就学指導委員会条例、米原市立小中学校結核対策委員会条例および米原市スポーツ推進審議会条例は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の米原市職員定数条例第1条中「第21条」とあるのは、「第19条」とする。</u></p>	<p>米原市職員定数条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項および第200条第6項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第21条</u>および第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項ならびに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会および教育機関、公平委員会、農業委員会ならびに公営企業の事務部局等に勤務する一般職に属する職員（<u>教育長</u>および臨時または非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下 略</p>

米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後		現 行																											
米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例 本則 略 別表（第2条関係）		米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例 本則 略 別表（第2条関係）																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>委員</td> <td>月額 25,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>		区分		報酬額	略			教育委員会	委員	月額 25,000 円	略			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額 38,000 円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額 25,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>		区分		報酬額	略			教育委員会	委員長	月額 38,000 円	委員	月額 25,000 円	略		
区分		報酬額																											
略																													
教育委員会	委員	月額 25,000 円																											
略																													
区分		報酬額																											
略																													
教育委員会	委員長	月額 38,000 円																											
	委員	月額 25,000 円																											
略																													
<p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により引き続き教育長が在職する場合においては、この条例による改正前の米原市職員定数条例、米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例、米原市特別職報酬等審議会条例、米原市特別職の職員の給与等に関する条例、米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例、米原市長等の給与の特例に関する条例、米原市就学指導委員会条例、米原市立小中学校結核対策委員会条例および米原市スポーツ推進審議会条例は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の米原市職員定数条例第1条中「第21条」とあるのは、「第19条」とする。</p>																													

米原市証人等の実費弁償に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p>米原市証人等の実費弁償に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条および農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条の規定による実費弁償、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第5項の規定により公平委員会が職権で喚問した証人その他市の機関の依頼または要求に応じ、公務の遂行を補助するため出頭し、参加し、または出席した証人、鑑定人、参考人、関係人等の実費弁償ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第5項の規定による意見聴取のため総合教育会議に参加することを求められた関係者または学識経験者の実費弁償</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下 略</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により引き続き教育長が在職する場合においては、この条例による改正前の米原市職員定数条例、米原市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例、米原市特別職報酬等審議会条例、米原市特別職の職員の給与等に関する条例、米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例、米原市長等の給与の特例に関する条例、米原市就学指導委員会条例、米原市立小中学校結核対策委員会条例および米原市スポーツ推進審議会条例は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の米原市職員定数条例第1条中「第21条」とあるのは、「第19条」とする。</p>	<p>米原市証人等の実費弁償に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条および農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条の規定による実費弁償ならびに<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第5項の規定により公平委員会が職権で喚問した証人その他市の機関の依頼または要求に応じ、公務の遂行を補助するため出頭し、参加し、または出席した証人、鑑定人、参考人、関係人等の実費弁償</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下 略</p>

米原市特別職報酬等審議会条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	現 行
<p>米原市特別職報酬等審議会条例</p> <p>第1条 略</p> <p>（諮問）</p> <p>第2条 市長は、議会の議員報酬の額ならびに市長、副市長および教育長の給料の額（以下「特別職報酬等の額」という。）に関する条例を提出しようとするときは、あらかじめ、当該特別職報酬の額について審議会に諮問するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第3条以下 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により引き続き教育長が在職する場合においては、この条例による改正前の米原市職員定数条例、米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例、米原市特別職報酬等審議会条例、米原市特別職の職員の給与等に関する条例、米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例、米原市長等の給与の特例に関する条例、米原市就学指導委員会条例、米原市立小中学校結核対策委員会条例および米原市スポーツ推進審議会条例は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の米原市職員定数条例第1条中「第21条」とあるのは、「第19条」とする。</p>	<p>米原市特別職報酬等審議会条例</p> <p>第1条 略</p> <p>（諮問）</p> <p>第2条 市長は、議会の議員報酬の額ならびに市長および副市長の給料の額（以下「特別職報酬等の額」という。）に関する条例を提出しようとするときは、あらかじめ、当該特別職報酬の額について審議会に諮問するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第3条以下 略</p>

米原市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改正後					現 行												
米原市特別職の職員の給与等に関する条例 （趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長、副市長および教育長（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与および旅費ならびにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。 （給与） 第2条 略 2 特別職の職員の給料月額は、次のとおりとする。 （1）・（2） 略 （3） <u>教育長 640,000円</u> 3～5 略 第3条 略 別表（第3条関係）					米原市特別職の職員の給与等に関する条例 （趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長および副市長（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与および旅費ならびにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。 （給与） 第2条 略 2 特別職の職員の給料月額は、次のとおりとする。 （1）・（2） 略 3～5 略 第3条 略 別表（第3条関係）												
区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）	区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）
						甲地	乙地								甲地	乙地	
市長	実費	中級	実費	米原市職員	円	円	円	円	市長	実費	中級	実費	米原市職員	円	円	円	円
副市長		運賃		等の旅費に	2,200	13,100	11,800	2,200	副市長		運賃		等の旅費に	2,200	13,100	11,800	2,200
教育長				に関する条例									に関する条例				
				による車賃									による車賃				
1～8 略					1～8 略												
付 則 （施行期日）																	

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により引き続き教育長が在職する場合においては、この条例による改正前の米原市職員定数条例、米原市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例、米原市特別職報酬等審議会条例、米原市特別職の職員の給与等に関する条例、米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例、米原市長等の給与の特例に関する条例、米原市就学指導委員会条例、米原市立小中学校結核対策委員会条例および米原市スポーツ推進審議会条例は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の米原市職員定数条例第1条中「第21条」とあるのは、「第19条」とする。

米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表（第6条関係）

改正後	現 行
<p><u>米原市教育長の勤務条件、休暇等および職務専念義務の特例に関する条例</u> <u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p><u>米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例</u> <u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定により、米原市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の給与、勤務時間その他の勤務条件について定めるものとする。</u></p> <p><u>(給与の種類)</u></p> <p><u>第2条 教育長の給与は、給料、通勤手当、期末手当および退職手当とする。</u></p> <p><u>(給与の額)</u></p> <p><u>第3条 給料は、月額64万円とする。</u></p> <p><u>2 期末手当の額は、米原市職員の給与に関する条例(平成17年米原市条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p><u>3 退職手当の額は、滋賀県市町村職員退職手当組合の定める滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例による。</u></p> <p><u>(給与の支給)</u></p> <p><u>第4条 前条に定めるもののほか、教育長の給与の支給については、給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p><u>(旅費)</u></p> <p><u>第5条 公務のため旅行したときに支給する旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料および食卓料とし、別表に定める額とする。</u></p> <p><u>2 路程100キロメートル未満の旅行の場合における日当は、前項の規定にかかわらず、支給しない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、教育長が出張する県内の旅行については、その日</u></p>

(勤務時間、休日および休暇)

第2条 教育長の勤務時間、休日および休暇については、常勤の一般職の職員の例による。ただし、教育委員会で必要と認めたときは、教育委員会規則で必要な特例を定めることができる。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ米原市教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることのできる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、米原市教育委員会が定める場合

当は支給しない。ただし、公務の都合または天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合は、この限りでない。

4 旅費の支給方法は、米原市職員等の旅費に関する条例（平成17年米原市条例第43号）を適用する。

(勤務時間その他の勤務条件)

第6条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、常勤の一般職の職員の例による。ただし、教育委員会で必要と認めたときは、教育委員会規則で必要な特例を定めることができる。

2 前項ただし書の規定による教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する特例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第1条の精神に反するものであってはならない。

別表（第5条関係）

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）
					甲地	乙地	
実費	中級運賃	実費	米原市職員等の旅費に関する条例による車賃	円 2,200	円 13,100	円 11,800	円 2,200

- 1 鉄道旅行で、運賃は、その乗車に要する運賃を支給する。
- 2 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のものについては、その乗車に要する急行料金を、普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のものについては、その乗車に要する急

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により引き続き教育長が在職する場合においては、この条例による改正前の米原市職員定数条例、米原市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例、米原市特別職報酬等審議会条例、米原市特別職の職員の給与等に関する条例、米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例、米原市長等の給与の特例に関する条例、米原市就学指導委員会条例、米原市立小中学校結核対策委員会条例および米原市スポーツ推進審議会条例は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の米原市職員定数条例第 1 条中「第 21 条」とあるのは、「第 19 条」とする。

行料金を支給する。ただし、特別の必要によって急行料金を徴収する列車に乗車した場合は、現にその乗車に要した急行料金を支給する。

3 鉄道旅行で、特別の必要によってグリーン料金または座席指定料金を徴する客車を利用した場合は、現にその乗車に要したグリーン料金または座席指定料金を支給することができる。

4 船舶旅行で、運賃の等級を 3 階級に区分する船舶による場合は、中級の運賃を、2 階級に区分する船舶による場合は、下級の運賃を、運賃の等級を設けない船舶による場合は、その乗船に要する運賃を支給する。

5 船舶旅行で、特別の必要により寝台料金を必要とした場合には、前項に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金を支給する。

6 航空旅行での運賃は、現に支払った運賃を支給する。

7 宿泊料のうち甲地とは、東京都および地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の指定に関する政令（昭和 31 年政令第 254 号）に指定する都市をいい、乙地とは、その他の地域をいう。

8 固定宿泊施設に宿泊しない場合においては、乙地に宿泊したものとみなす。

米原市長等の給与の特例に関する条例新旧対照表（第7条関係）

改正後	現 行
<p>米原市長等の給与の特例に関する条例</p> <p>市長、副市長および教育長の平成26年4月1日から平成29年3月5日までの間（以下「特例期間」という。）における給料月額、米原市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年米原市条例第37号）第2条第2項の規定にかかわらず、市長にあっては同項第1号に規定する額からその100分の30に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とし、副市長および教育長にあっては同項第2号および第3号に規定する額からその100分の20に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定による額とする。</p> <p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により引き続き教育長が在職する場合においては、この条例による改正前の米原市職員定数条例、米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例、米原市特別職報酬等審議会条例、米原市特別職の職員の給与等に関する条例、米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例、米原市長等の給与の特例に関する条例、米原市就学指導委員会条例、米原市立小中学校結核対策委員会条例および米原市</p>	<p>米原市長等の給与の特例に関する条例 <u>（市長および副市長の給料月額の特例）</u></p> <p>第1条 市長および副市長の平成26年4月1日から平成29年3月5日までの間（以下「特例期間」という。）における給料月額は、米原市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年米原市条例第37号）第2条第2項の規定にかかわらず、市長にあっては同項第1号に規定する額からその100分の30に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とし、副市長にあっては同項第2号に規定する額からその100分の20に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定による額とする。</p> <p><u>（米原市教育委員会教育長の給料月額の特例）</u></p> <p>第2条 米原市教育委員会教育長の特例期間における給料月額は、米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年米原市条例第39号）第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の20に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定による額とする。</p>

スポーツ推進審議会条例は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の米原市職員定数条例第1条中「第21条」とあるのは、「第19条」とする。

米原市就学指導委員会条例新旧対照表（第8条関係）

改正後	現 行
<p>米原市就学指導委員会条例</p> <p>本則 略</p> <p>付 則</p> <p>1 略 (会議の招集)</p> <p>2 第3条第2項に規定する委嘱または任命後初めて開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、<u>教育長</u>が招集する。</p> <p>付 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により引き続き<u>教育長が在職する場合においては、この条例による改正前の米原市職員定数条例、米原市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例、米原市特別職報酬等審議会条例、米原市特別職の職員の給与等に関する条例、米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例、米原市長等の給与の特例に関する条例、米原市就学指導委員会条例、米原市立小中学校結核対策委員会条例および米原市スポーツ推進審議会条例は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の米原市職員定数条例第1条中「第21条」とあるのは、「第19条」とする。</u></p>	<p>米原市就学指導委員会条例</p> <p>本則 略</p> <p>付 則</p> <p>1 略 (会議の招集)</p> <p>2 第3条第2項に規定する委嘱または任命後初めて開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、<u>教育委員会教育長</u>が招集する。</p>

米原市立小中学校結核対策委員会条例新旧対照表（第9条関係）

改正後	現 行
<p>米原市立小中学校結核対策委員会条例</p> <p>本則 略</p> <p>付 則</p> <p>1 略 (会議の招集)</p> <p>2 第3条第2項に規定する委嘱または任命後初めて開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、<u>教育長が招集する。</u></p> <p>付 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 <u>この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により引き続き教育長が在職する場合においては、この条例による改正前の米原市職員定数条例、米原市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例、米原市特別職報酬等審議会条例、米原市特別職の職員の給与等に関する条例、米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例、米原市長等の給与の特例に関する条例、米原市就学指導委員会条例、米原市立小中学校結核対策委員会条例および米原市スポーツ推進審議会条例は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の米原市職員定数条例第1条中「第21条」とあるのは、「第19条」とする。</u></p>	<p>米原市立小中学校結核対策委員会条例</p> <p>本則 略</p> <p>付 則</p> <p>1 略 (会議の招集)</p> <p>2 第3条第2項に規定する委嘱または任命後初めて開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、<u>教育委員会教育長が招集する。</u></p>

米原市スポーツ推進審議会条例新旧対照表（第10条関係）

改正後	現 行
<p>米原市スポーツ推進審議会条例</p> <p>本則 略</p> <p>付 則</p> <p>1 略 (会議の招集)</p> <p>2 第3条第2項に規定する委嘱または任命後初めて開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、<u>教育長</u>が招集する。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u> (経過措置)</p> <p>2 <u>この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により引き続き教育長が在職する場合においては、この条例による改正前の米原市職員定数条例、米原市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例、米原市特別職報酬等審議会条例、米原市特別職の職員の給与等に関する条例、米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例、米原市長等の給与の特例に関する条例、米原市就学指導委員会条例、米原市立小中学校結核対策委員会条例および米原市スポーツ推進審議会条例は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の米原市職員定数条例第1条中「第21条」とあるのは、「第19条」とする。</u></p>	<p>米原市スポーツ推進審議会条例</p> <p>本則 略</p> <p>付 則</p> <p>1 略 (会議の招集)</p> <p>2 第3条第2項に規定する委嘱または任命後初めて開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、<u>教育委員会教育長</u>が招集する。</p>